

(外交防衛委員会)

全権委員会議 (千九百九十四年京都、千九百九十八年ミネアポリス及び二千二年マラケシュ)
において改正された国際電気通信連合憲章 (千九百九十二年ジュネーブ) を改正する文書 (全
権委員会議 (二千六年アンタルヤ) において採択された改正) 及び全権委員会議 (千九百九十
四年京都、千九百九十八年ミネアポリス及び二千二年マラケシュ) において改正された国際電
気通信連合条約 (千九百九十二年ジュネーブ) を改正する文書 (全権委員会議 (二千六年アン
タルヤ) において採択された改正) の締結について承認を求めめるの件 (閣条第六号) (衆議院
送付) 要旨

近年、ブロードバンド・ネットワークを始めとする通信関連技術が急速な発展を遂げる中で、その恩恵を
世界のすべての人々が受けられるようにするための情報通信基盤の整備等が一層重要な課題となるに至っ
た。こうした課題に対応するため、すべての種類の電気通信の改善及び合理的利用に関する国際協力を目的
として設立された国際電気通信連合 (I T U) はより多くの役割を期待されており、財政状況の改善及び民
間事業者等の参加の一層の拡大が必要となった。

このような背景を踏まえ、二 六年（平成十八年）十一月にトルコのアンタルヤで開催されたITUの全権委員会議において、国際電気通信連合憲章（以下「憲章」という。）を改正する文書及び国際電気通信連合条約（以下「条約」という。）を改正する文書が採択された。その主な内容は次のとおりである。

一、憲章を改正する文書

世界無線通信会議及び無線通信総会の通常の招集頻度を、二年から三年までの間に一度から、三年から四年までの間に一度に変更するよう改める。

二、条約を改正する文書

1 理事会が、全権委員会議の決議及び決定に従い、ITUの予算内容の調整を行うため、収入及び支出の年次検討を行う旨の規定を追加する。

2 民間事業者等の部門構成員がITUへの参加を終了することを事務総局長に通告してからその終止が効力を生ずるまでの期間を一年間から六箇月間に短縮するよう改める。

3 分担金の等級を細分化することで加盟国による分担金の引上げを容易にするよう改める。また、自然災害等の例外的状況の下において、部門構成員がその分担金を減少させることを要求し、かつ、選定し

た分担金を維持することができなくなったことを立証した場合には、理事会が当該部門構成員の要求を承認することができる旨の規定を追加する。